令和８年５月２０日宣告

令和７年(わ)第２１３号

主　　文

被告人を懲役７年に処する。

未決勾留日数中２１０日をその刑に算入する。

理　　由

（罪となるべき事実）

１　犯行に至る経緯

(1) 被告人は、平成１２年頃、統合失調症と診断され、本件犯行までに６回、精神科病院への入退院を繰り返していた。被告人には、以前から統合失調症の症状として被害妄想や関係妄想等の症状があり、被告人と４０年近く同居して暮らしてきた実母である被害者も、被告人の妄想の対象であり、被告人は、被害者について、近所に住む詐欺グループの男女とグルである、自分の障害者年金を巻き上げる、超人的な能力を持っていて、自分は身体的にも被害者に到底かなわない、恐ろしい存在である、などと考えていた。また、被告人は、長年、金銭管理に厳しく､過去に被告人の意に沿わない入院を複数回強制したことのある被害者に対し、怒りや恨みなどの感情を抱いていた。

(2) そうした中で、被告人は、令和７年３月中旬頃には、精神科病院に入院するとポルノ撮影をさせられる等の辱めを受ける、近所に住む詐欺グループのメンバーが病院におり、被告人の個人情報を共有している、自分のスマートフォンを覗き見られている等の妄想を抱いており、スマートフォンを解約するなどした。

(3) 被告人は、同年４月２日（本件犯行当日）の早朝に外出し、以前に海に遺棄された赤ちゃんにバラの花をささげようなどと考え、バラの花を買って海に行き、バラの花と自分のスマートフォンを海に投げ入れ､正午頃に帰宅した｡被告人は、不在にしていた間に、被害者が被告人の行方不明届を提出したと知り、被害者に対して怒りを感じたが、感情を鎮めるために自室でたばこを吸うなどした。しか

し、その後、被害者が、今度は松山市保健所の職員と電話していることを知り、早くこの電話を止めないとまた精神科病院に入院させられる、入院している間に障害等級が引き上げられて自分は一生退院できなくなる、障害者年金を被害者に取られてしまうなどと考え、被害者の通話をやめさせるため、花瓶を手にとった。

２　犯罪事実

被告人は、令和７年４月２日午後０時５１分頃、松山市ａ町ｂ番地ｃの被害者方において、被害者（当時８０歳）に対し、殺意をもって、その頭部を花瓶で複数回殴り、さらに、その頸部をペティナイフ（刃体の長さ約１１．４センチメートル）で多数回突き刺すなどし、よって、同日午後１時頃、同所において、被害者を左内頸動脈・左内頸静脈刺創による失血により死亡させて殺害した。

被告人は、本件犯行当時、統合失調症の急性増悪の影響により、心神耗弱の状態にあった。

（刑事訴訟法３３５条２項の主張に対する判断）

１　弁護人は、被告人が、本件犯行当時、精神障害の影響により、主として善悪の判断に基づいて行動を思いとどまることができる能力が著しく低下していたと主張する（検察官も、この点を争っていない。）。そこで、被告人が本件犯行当時、心神耗弱の状態にあったかを検討する。

２　被告人の精神鑑定を行った医師は、精神鑑定の経験豊富な精神科専門医であり、医師が持つ医学的知見や、鑑定の前提とした資料や鑑定手法等にも疑問はないから、その証言は信用できる。そうすると、医師の証言のとおり、被告人は、本件犯行当時、統合失調症に罹患しており、犯行に至る経緯(2)(3)のとおりの、令和７年３月中旬頃からの妄想の内容等や、本件犯行当日午前の被告人の行動等をみると、被告人は、本件犯行当時、統合失調症の急性増悪の状態にあったと認められる。

３　その上で、医師は、被告人の上記精神障害が本件犯行に与えた影響の有無及び程度について、①被告人の犯行動機は、長年、成人男性である被告人の金銭を管

理するなどしていたり、安易に行方不明届を出したり、強制入院をさせようとしたりする、過干渉で支配的な母親への怒りであり、このことは通常の心理として理解でき、精神障害の影響があったとはいえない部分であるが、被害者に対する負の感情には、被害者が超人的な存在であるなどという妄想の部分があり、こうした精神障害である妄想の部分が、本件犯行を強く後押ししたと考えられ、被告人は、本件犯行当時、統合失調症の症状である被害妄想、関係妄想、脱抑制、高揚等の影響下にあったといえる、また、②被告人は、本件犯行当時、被害者を殺害することの意味や法に触れる行為であることは分かっており、被告人にとってロうるさく横暴で、強制的な入院に同意する被害者を黙らせるという目的を遂げる上で、一貫性のある合理的な行動をとっているが、本来の被告人とは相いれない、衝動的で過激な行動に出ていることなどからも、幻覚妄想に強く支配されていたと判断できる、と証言した。

被告人は、被害者が松山市保健所と通話しているという状況だけで、瞬時に、被告人を一生精神科病院へ入院させようとしているなどと理解し、そのことに対する強い恐怖や怒りを感じ、同時に、被害者が被告人の障害者年金を不当に受け取ろうとしているなどとも考えるなど、飛躍した発想に至っている。そして、玄関に座って通話中の被害者の背後から、その後頭部をいきなり花瓶で複数回殴打し、被害者が倒れた後も、被害者が起き上がり、復活してくる可能性を考えて、ペティナイフをとりに行き、倒れた状態の高齢の被害者に対し、被害者の頸部を狙って２０回程度執拗に刺し続け、さらに、その左脇腹付近をペティナイフが壊れるまで複数回刺し続け、その上でなお、被害者が救命される可能性を考え、発見を遅らせるために、玄関を施錠するなどしており、被告人の一連の行動には、被害者が超人的な存在であるなどという妄想の影響がうかがわれるところが多くある。被告人が衝動的に殺意を生じるに至った動機や、犯行態様は、成人男性が支配的な母親に対して通常抱くいら立ちを原因とする犯行、というだけでは説明が困難であり、被告人が、本件犯行当時、統合失調症の症状である妄想、脱抑制、

高揚等の影響を強く受けていたという、医師の説明は納得できる。

4　以上によれば、被告人の動機や犯行前後の行動等には了解可能で合理的な面もあるものの、被告人が、本件犯行当時、精神障害の影響により、善悪の判断に基づき、自分の行動を思いとどまることができる能力が著しく低下していた可能性を否定できず、心神耗弱の状態にあったと認める。

（量刑の理由）

被告人は、被害者の後頭部を、約１．３キログラムの重量のあるガラス製花瓶で複数回殴打し、さらに、人体の急所である左頸部をペティナイフで多数回突き刺すという、人を絶命させる危険性が相当高い行為に及んだ。犯行態様は、強い殺意に基づく残虐なものである。人一人の生命が奪われたという結果は、いうまでもなく重大であり、実子から殺意を向けられ、容赦のない攻撃によって殺害された被害者の受けた肉体的苦痛や無念さは、察するに余りある。これらの点は、量刑上十分に考慮しなければならない。

しかしながら、被告人は、本件犯行当時、統合失調症の急性増悪の影響により、心神耗弱の状態にあり、殺意が強固で、犯行態様が凄惨であることや、動機が短絡的であることも、病気の影響が強かったからである。病気の影響がなかった、あるいはほとんどなかった者と同程度に被告人を非難することはできず、被告人に対する刑は、相当程度低くする必要がある。被告人には、現在も、統合失調症の症状がみられ、今後も薬物治療等が必要であるという事情もある。

もっとも、被告人の犯行動機には、精神障害の影響によらない理解可能な部分もあり、犯行前後の行動等にも合理的な面があったことからすれば、心神耗弱の状態にあったとはいえ、被告人の意思による犯行であったという側面が否定できるわけではない。

以上によれば、本件は、被告人が心神耗弱の状態にあったことを考慮して、検察官が主張する量刑傾向（心神耗弱者の殺人の単独犯で、刃物類又は鈍器類の凶器を使用し、処断罪と同一又は同種の罪の件数が１件であるもの）のうち、やや

軽い部類に位置づけるべきであるが、それらの事案の中では、被告人の意思決定に対する非難がある程度できる事案であること等を考慮し、被告人に主文の刑を科すこととした。

（求刑－懲役８年、弁護人の科刑意見－懲役４年）

令和８年５月２１日

松山地方裁判所刑事部

裁判長裁判官　　秋　田　志　保

裁判官　　石　原　　拓

裁判官　　荻　野　史　菜